

種苗法の表示制度に係る「業」のガイドライン

1 種苗取引における種苗法上の表示義務

種苗を業として譲渡等する者は、種苗法上、以下の表示義務を負い、違反者に対しては過料、是正措置、罰金等が科される。

- ①登録品種の種苗を業として譲渡する者又は譲渡のための広告又は展示を行う者は品種登録表示等。
- ②種苗業者（指定種苗の販売を業とする者）が指定種苗を販売する場合は、種苗業者の氏名又は名称及び住所、植物種類及び品種、発芽率等。

2 説明

（１）種苗は誰もが容易に生産可能で、少量の種苗から無限に増殖可能という特性。そのため、広く表示義務を課すことで、

- ①登録品種にあつては、登録品種の識別や無断増殖の有無の確認を可能とし、種苗利用者と育成者権者の保護を図る必要性が高い。
- ②指定種苗にあつては、品質の識別性を確保した上で、検査と違反者への是正措置により良質な種苗の安定供給を確保する必要性が高い。

（２）このため、種苗取引においては、個人・法人を問わず表示義務等の対象とされており、表示対象となる「業として」については、反復又は継続の意思をもって種苗の譲渡等を行うことをいい、これらの意思をもって行う１回の行為も含み、営利を目的とするか否かは問わないと解されている。

他方、偶々発生した余剰種苗を一度限り近隣に譲渡する場合には、種苗の最終消費者に対し、対面で直接、登録品種である旨や種苗の品質の伝達が可能であることから、表示義務の対象外とされている。

（３）これを踏まえ、種苗における「反復継続の意思」については、偶々発生した余剰種苗の１度限りの譲渡であるかどうかについて、フリマサイトへの出品であれば、出品の頻度、１出品当たりの出品数といった出品の態様に着目して判断する。その際、同一のサイト内の取引状況に加え、複数

のサイト上における取引や対面での取引の状況についても考慮する必要がある。

同一品目、とりわけ同一品種の種苗を複数出品している場合、より強く「反復又は継続の意思」を有することを推認させる事情になり得ると考えられる。

加えて、商品説明や写真等から、自らが種苗の生産を行い計画的に販売する意図をもって出品していると認められる場合、自らの利用量を超える種苗を他から購入し出品していると認められる場合、不特定多数への販売用のパッケージを自ら作成し小分けしていると認められる場合などには「反復又は継続の意思」を有することを推認させる事情になり得ると考えられる。

3 補足

上記は、登録品種の名称を使用する義務を負う者（22 条）、種苗業者として指定種苗についての表示義務を負う者（59 条）の該当性に関するガイドラインである。

他方、育成者権侵害の要件である「業として」（20 条）は、反復継続の意思は要求されず、1 回の利用であっても、「業として」の利用に該当し得る。